

5. 北海道旭川商業高等学校父母と先生の会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会、は、北海道旭川商業高等学校父母と先生の会（P T A）と称する。
- 第2条 本会の事務局を旭川商業高等学校内に置く。
- 第3条 本会は、家庭と学校との関係を緊密にし、互いに協力して生徒の心身の健全な発達をはかり、学校の教育環境を整備し、似って生徒の福祉を増進することを目的とする。
- 第4条 本会の会員は、生徒の保護者並びに本校職員とする。
但し、特に教育に関心を持つ者は希望により入会することができる。

第2章 事 業

- 第2条 第3条の目的を達成するため次の部を置く。また、特別の目的を執行するために、三役会の決議により特別委員会を設けることができる。
- （1）総務部 文化展・研修会等の企画・広報活動・生活指導・保健衛生・環境の整備
 - （2）学年部 学校行事等の企画・親睦

第3章 役 員

- 第6条 本会の役員、任務は次のとおりとする。
- （1）会 長 1 名 本会を代表し会務を総理する。
 - （2）副 会 長 若干名 会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。また各部会のP T A事業の推進・運営にあたる。
 - （3）会計監査 3 名 会計を監査し、総会時に監査報告する。
 - （4）事 務 局 若干名 庶務会計を司る。事務局長は教頭をもって充てる。
- 2 前項の役員および会計監査は選考委員会で推薦し、総会において選出する。
- 3 校長は、会長と共に会務を司る。
- 第7条 会長、副会長及び会計監査は、選考委員会で推薦し、総会において選出する。
- 2 選考委員会 選考委員会は各学年より1名、退任役員より若干名及び事務局より若干名で構成する。

第4章 会 議

第8条 会議は総会・役員会及び**三役会**とし、必要に応じて会長が召集する。

2 定期総会は年度当初に開催し決算の承認、役員の選出、年度計画及び予算の決定、その他必要な事項につき審議する。但し、必要ある時は、臨時総会を開くことができる。

3 三役会は会長・副会長・会計監査をもって構成する。

第9条 役員会は、総会に代わる決議機関として、本会の目的達成上必要な諸問題を審議する。

第10条 各部会は、担当副会長が召集し、各部に属する事項につき審議する。

第11条 会議の決定は、出席会員の過半数の同意を必要とする。

第5章 顧 問

第12条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は本会に特に功労並びに功績があった者、及び本会の運営に関し特別の識見を有する者の中から、役員の推薦により、総会時に会長がこれを委嘱する。

3 顧問は重要事項に関し、会長の諮問に応じる。

4 顧問の任期は2年とする。

第6章 会 計

第13条 本会の経費は、会費、事業収入、及び寄付金を以てこれにあてる。

第14条 会費は、生徒一人につき年間6,350円を納入する。

入会金は、会員ひとりにつき1,500円とし、入学、転入学の時に納入する。

但し、すでに兄弟姉妹が在籍している場合は、入会金を徴収しない。

第15条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 改 正

第16条 会則の改定は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

附 則

本会会則は、決議の日からこれを施行する。

一部改定 昭和60年5月 8日

一部改定 平成13年4月27日

一部改定 平成14年4月26日

一部改定 平成16年4月28日

一部改定 平成17年4月22日

一部改定 平成26年4月16日

一部改定 平成27年4月22日

一部改訂 令和 5年1月31日

6. 北海道旭川商業高等学校部活動後援会会則

第1章 名称および事務所

第1条 本会は、北海道旭川商業高等学校部活動後援会と称する。

第2条 本会の事務局は、旭川商業高等学校におく。

第2章 目 的

第3条 本会は、旭川商業高等学校の体育・文化その他の部活動を援助し、その振興のため必要な事業を行うことを目的とする。

第3章 会員および役員

第4条 本会の会員は、在校生の父母、本会の趣旨に賛同する同窓生、有志の個人ならびに団体とする。

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名 (2) 副会長 若干名 (3) 顧 問 若干名
- (4) 理 事 若干名 (5) 監 事 3 名

第6条 役員については、次の通りとする。

- (1) 会長は、父母と先生の会の会長がこれにあたる。
- (2) 副会長は、父母と先生の会の副会長および本校全日制教頭、定時制教頭、ならびに事務長がこれにあたる。
- (3) 顧問は、会長が委嘱する。
- (4) 理事は、本校の全日制総務部長、生徒会指導部長、生徒会指導部員1名、体育系部活動顧問代表2名、文化系顧問代表2名および定時制教務部長がこれにあたる。
- (5) 監事は、父母と教師の会の監事がこれにあたる。

第7条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第8条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は会の運営について審議にあたる。
- (4) 監事は本会の会計を監査する。
- (5) 顧問は会務につき会長の相談にあづかる。

2 校長は会長とともに会務を総括する。

第4章 会 議

第9条 総会は毎年度当初に会長が招集し、本会の全般について報告・審議・議決する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時招集することができる。

第10条 役員会は必要に応じ会長が招集し、事業遂行について協議決定する。

第11条 役員会において決定された事項のうち、重要なものは次期総会に報告する。

第5章 事業

第12条 本会は次の事業を行う。

- (1) 各部等の全道・全国大会出場経費の援助。
- (2) 各部等の活動のために必要な備品等の購入。
- (3) その他部活動の振興に必要な事項。

第6章 会計

第13条 本会の事業費は、年会費、入会金および寄付金をもってあてる。

第14条 全日制では、年会費21,600円、入会金3,000円とする。定時制では、年会費6,000円、入会金は、1,500円とする。

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

第16条 会計は本校の事務職員がこれにあたる。

第7章 附則

第17条 本会の運営に必要な細則は別に定める。

第18条 本会則は、昭和49年5月20日から如施行する。

一部改正 昭和56年 3月17日
一部改正 昭和59年 3月17日
一部改正 昭和62年 7月 8日
一部改正 平成 9年12月11日
一部改正 平成12年 2年 7日
一部改正 平成21年 4月21日

7. 北海道旭川商業高等学校部活動後援会

校内理事会細則

この細則は、北海道旭川商業高等学校部活動後援会会則第6条及び第15条の規程により、校内理事会について定めるものである。

(目 的)

第1条 この理事会は、部活動後援会会長の命を受け、次の事項を審議する。

- (1) 各部等の全道・全国大会出場に係る経費の執行
- (2) 各部等の活動のために必要な備品等の購入に係る経費の執行
- (3) その他部活動の振興に必要な事項

(役 員)

第2条 この校内理事会は、部活動後援会会則第6条(4)に規定する校内理事をもって構成する。

(会 議)

第3条 この校内理事会は、必要に応じて全日制教頭が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、第2条に規定する役員の3分の2以上の出席を必要とする。
- 3 この校内理事会において審議された事項は、会長に報告し、役員の承認を得る。
- 4 重要なものは、次年度初めの総会に報告する。

(附 則)

第4条 この細則は、昭和52年4月16日から施行する。

一部改正 昭和61年6月25日

一部改正 平成23年4月19日

8. 部活動後援会派遣費規程

第1条 この規程は、高体連(高野連)・高文連・全商その他の教育団体または連盟・協会の主催・共催する全国大会および国体の本大会のメンバーとして出場する生徒および引率顧問に適用する。

第2条 派遣費の計算は、次の基準による。

(1) 宿泊費 実費を原則とし、上限は7,000円

(2) 運賃等

学割・片道計算の往復分あるいは団体割引等(S切符、R切符、往復割引切符を含む)のいずれか低額な方を支給する。道外については飛行機を利用することができるが、割引が適用されるときは割引運賃とする。

(3) 航空運賃等と宿泊料等がセットとなったいわゆるパック旅行についてはその料金。

(宿泊料は7,000円を上限とする)

(4) 参加料 全額。

(5) 宿泊費 試合終了前日までとする。

(会議)

2 引率顧問の旅費の計算はPTA旅費規程によるが、パック旅行についてはその料金とする。

第3条 出場回数・派遣人数の制限(全国大会)

(1) 大会の派遣費は高体連・高文連・全商、その他の教育団体等の主催、共催する全国大会(道外大会)で年度当初に決められた大会(年2回)のみに支給する。ただし、地区大会、全道大会の予選、または、それに準ずる選考があること。

(2) 上記、(1)以外での大会出場を希望する場合は、理事会の審議を必要とし認められた場合は引率者の宿泊費と、札幌までの旅費を支給する。

(3) 団体(要項)登録人数及びマネージャー1名とする。

(4) 個人は選手のみとする。

(5) 人数に制限のない場合は5名以内とする。ただし、吹奏楽部は71名以内、商業研究部・演劇部は12名以内とする。

(6) 大会・合宿の引率は規定の人数とし、3名顧問の場合、3人目は引率補助として引率に加わることができる。

第4条 道外合宿について

(1) 道外合宿は事前に校長の承認を得、理事会で審議し認められた場合は職員会議で報告する。

(2) 生徒の合宿費は支給しない。

(3) 生徒の合宿費用は支給しないが、決められた合宿規定以内における引率者への支給は、手当と、札幌までの旅費を支給する。ただし、1年の合宿回数には含めない。

第5条 特別審議

(1) その他特別の場合は部活動校内理事会で審議する。

(2) 特別な場合

①高いレベルの指定を受け全国大会に出場する場合。(北海道・全日本の指定選手等)

②困難な地区大会・全道大会の予選を突破し全国大会の出場が決まった場合。

第6条 全国積立金の剰余金について

- (1) 全国大会への積立金は毎年800万円を上限として繰越し、上限を超えた繰越金は特別会計とし、積立金不足時の支出や特別な費用の支出に当てる。なお、支出については校内理事会の審議を必要とし職員会議での承認を得る。

一部改正 平成18年12月20日

3条以降平成21年 2月 3日新設

一部改正 平成24年 4月17日

一部改正 平成27年 3月26日

9. 北海道旭川商業高等学校 P T A 慶弔規程

第1条 本会の会員（生徒の父母及び教職員）または生徒に、次の各号に定める事由が生じた場合は、当該各号に定める慶弔金をおくる。

（1）会員及び生徒の死亡	花輪と	10,000円
（2）教職員の配偶者死亡	花輪と	5,000円
（3）役員及び教職員の入院（但し、10日以上）		5,000円
（4）教職員の結婚		10,000円
（5）教職員の転退職	10年迄	5,000円
	11年以上	10,000円
（6）役員の退任（三役・部長）		感謝状

第2条 前条に定める以外で慶弔金を送ることが適当と認める事由が生じた場合は、P T A 三役と事務局で協議する。

附 則

この規程は、昭和52年4月1日より施行する。

一部改定	昭和61年4月25日
一部改定	平成10年5月20日
一部改定	平成13年4月27日
一部改定	平成14年4月26日
一部改定	平成19年4月20日
一部改定	平成30年4月11日
一部改定	令和2年8月26日

10. PTA役員出張旅費規程

第1条 本校PTA役員が、会務のため出張または外勤する場合、その旅費等の支給については、本規程の定めによる。

第2条 役員の宿泊等と日当については次のとおりにする。

（1）会長、副会長及び監事については、「北海道職員等の旅費に関する条例」の「校長」の職に相当する扱いとする。

（2）その他の役員については、同条例の「教諭」の職に相当する扱いとする。

2 交通費については、実費を支給する。

第3条 特別な場合については、校長と事務局長と協議の上決定する。

第4条 本規程の改正には、PTA三役会の承認を要する。

（元. 7. 10制定）

一部改定 令和2年4月15日

1 1 . 表 彰 規 程

(目 的)

第1条 本校教育の一層の振興を図るため、人物、学業成績等が優秀にして模範となるべき生徒を表彰する。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次の通りとする。

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 皆勤賞 | (賞状及び記念品) |
| (2) 産業教育振興中央会会長賞 | (賞状及び記念品) 1名 |
| (3) 全国商業高等学校協会理事長賞 | (賞状及び記念品) 1名 |

(選考の手続き)

第3条 被表彰者の選考は、第3学年ホームルーム担任会の推薦に基づき職員会議の審議を経て決定する。

(表彰の基準)

第4条 表彰の基準は、次の通りにする。

- | |
|----------------------------|
| (1) 皆勤賞 |
| 三年間をとおり無遅刻、無欠席、無早退、無欠課の者 |
| (2) 産業教育振興中央会会長賞 |
| 人物、学業ともに優秀で、かつ特別活動に精励したもの。 |
| (3) 全国商業高等学校協会理事長賞 |
| 勤勉で人物、学業成績共に優秀な者 |

(表彰の時期)

第5条 表彰は、卒業式に授与、伝達する。なお、全国商業高等学校協会検定3種目以上取得者は、卒業式の予行時において授与、伝達する。

第6条 本規程は、平成元年2月より適用する。

元. 2. 17制定
一部改定 平成27年3月26日

12. PTA進路推進委員会規程

(目的)

第1条 本委員会は、北海道旭川商業高等学校父母と先生の会会則第5条に基づき、生徒の進路実現に係る事業を支援するために設置する。

(事業)

第2条 本委員会は、次の事業をおこなう。

(1) 生徒の資質能力向上のための各種資格取得や各種試験の実施について学校に要請をおこなう。

(2) その他委員会で生徒の進路実現に係わると判断した事業。

(構成)

第3条 本委員会の委員は、PTA三役が兼務し、委員長をPTA会長とする。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会計)

第5条 本会の会計は特に設けず、第2条にあげた事業は主催する団体の会計処理要領による。

附 則

この規程は、平成17年4月22日より施行する。

1 3 . P T A 国際交流振興委員会規程

(目的)

第 1 条 本委員会は、北海道旭川商業高等学校父母と先生の会会則第 5 条に基づき、国際交流の推進に寄与するために設置する。

(事業)

第 2 条 本委員会は、次の事業をおこなう。

- (1) 国際交流活動の推進に関する財政的援助。
- (2) その他、国際交流推進に関する必要な事業。

(構成)

第 3 条 本委員会の委員は P T A 三役が兼務し、委員長を P T A 会長とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(会計)

第 5 条 本会の会計は、国際交流特別会計を設け、助成金および寄付金、その他の収入をもってあてる。

附 則

この規程は、平成 1 7 年 1 0 月 4 日より施行する。